

美術品に対する不正行為と刑事規制を めぐる日仏比較法的考察

末 道 康 之

- I はじめに
- II 偽作版画の制作・販売と著作権法違反の罪
- III 贋作美術品の制作・販売と刑法上の対応
- IV フランスにおける芸術作品に対する不正行為と
刑事規制をめぐる最近の動向
- V 美術品に対する不正行為と刑事規制の必要性

I はじめに

2021年2月頃、東山魁夷、片岡珠子、平山郁夫等の日本画の巨匠や洋画家の有元利夫の版画作品の贋作が販売され大量に市場に流通していたことが判明し、大きな問題となった。主として版画を扱う大阪の画商が、ある版画工房と組んで贋作版画を制作し販売していた。この問題が発覚した後、日本現代版画商協同組合等の美術商の団体によって、臨時偽作版画調査委員会が立ち上げられ¹⁾、民間鑑定機関である「東美鑑定評価機構」が鑑定した結果、100点を超える版画が贋作と判定された。

1) 臨時偽作版画調査委員会の設置に関する経緯については、日本現代版画商協同組合の web サイトに説明がある。

版画の技法については、大別すれば、凸版（木版画）、凹版（銅版画といわれるエングレーヴィング、ドライポイント、メゾチント、エッチング、アクアチント等）、平版（リトグラフ）、孔版（スクリーンプリント、ポシヨワール）に分類される²⁾。画家が自ら原画を描き、製版・刷り等の版画制作の全過程に関与し制作された版画をオリジナル版画という。これに対して、画家が描いた原画をもとに、画家本人またはその遺族の許諾を得て、制作された版画は複製版画（エスタンプまたはリプロダクション）と呼ばれる。版画は複数枚制作されるので、画家本人または著作権継承者がエディションナンバーと署名を記載する。

問題となった版画は複製版画（エスタンプ）と呼ばれるものであり、画家本人が版画制作のために原画を制作したのではなく、画家が版画にすることを意図しないで制作した作品を原画として、画家本人またはその遺族の承諾を得て、リトグラフ、セリグラフ、シルクスクリーン等の版画の技法で制作される版画である。巨匠といわれる画家の作品から版画が制作されるので、数十万から数百万の価格で販売されている。

この事件では、画家本人は故人であるため、遺族等の著作権者の許諾なく、版画が制作され、販売されて、流通していたことが問題となった。2021年3月の臨時偽作版画調査委員会による告発を受けて、同年9月、元画商と版画作家は逮捕され、同年10月に著作権法違反の罪で起訴された。起訴の対象となったのは、2017年1月から2018年12月までの間に、著作権者の許諾なく、東山魁夷の『白馬の森』等5作品7点を複製したこと、及びこのうちの2点を2020年2月と8月に販売したことであった。この事件で問題となった犯罪行為については、親告罪であり（2018年の著作権法改正によっても非親告罪化されていない）、著作権法違反の被害者である東山魁夷の遺族のみが告訴に同意し、それ以外の物故作家の遺族は告訴に同意しなかったために、東山魁夷の作品のみが起訴の対象とされた³⁾。

2) 町田市立国際版画美術館のwebサイトの「版画の技法 用語解説」を参照。

3) 島田真琴『アート・ローの事件簿—盗品・贋作と「芸術の本質」篇』（2023）160頁参照。

この事件では、著作権者の許諾なく制作された贋作版画を、許諾を受けて制作した作品と偽って販売しており、この行為は詐欺罪にも該当するものと考えられるが、本件は詐欺罪では訴追されなかった。

版画の場合、画家が生前に制作に関与したものであれば、複製版画であっても、画家の監修のもとで作成され、画家の署名があるので、真贋の判断には困難が伴わないと思われるが、物故者の作品の場合には、鑑定人が明確ではない場合もあり、また、日本画や洋画のような肉筆作品とは異なり、版画の場合は複数枚制作されて、市場に流通していることもあり、真贋の判断には困難が伴うことがあるとの指摘もある。

美術市場が拡大し、美術品取引も活発化している中で、贋作美術品の売却については、売主に民事的責任を問うことで解決が図られるが⁴⁾、民事的責任だけではなく、刑事責任を問うべきである事案も存在しているように思われる。本稿では、偽作版画制作・販売事件を契機として、贋作美術品をめぐる刑事法上の問題について検討する。

国際的な美術市場の拡大で、美術品をめぐる不正行為は諸外国でも問題になっており⁵⁾、フランスでは、芸術作品に対する不正行為 (*fraudes en matière artistique*) に関する 1895 年 2 月 9 日法の改正審議が、現在、議会で進行中である。フランスでの議論も参考にして、贋作美術品をめぐる刑事規制の在り方について検討したい。なお、美術品とは、「絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産をいう」と定義される⁶⁾。本稿においても、美術品とは、上記の定義に従い、絵画等の視覚芸術作品のこととする。なお、芸術作品とは、美術品の他、音楽、演劇、舞踊等を含む概念として理解する。

4) この点については、島田真琴「贋作美術品の売買における売主の責任：日本法及びイギリス法の比較」慶応法学 46 卷 (2021) 46 頁を参照。

5) EU レベルにおいても、文化財の不正取引対策を話し合う会議が 2022 年に開催され、今後の文化財不正取引対策強化の推進が図られている。在日フランス大使館の web ページを参照。

6) 美術品の美術館における公開の促進に関する法律 2 条の定義を参照。

II 偽作版画の制作・販売と著作権法違反の罪

偽作版画を制作し、販売した著作権法違反行為について、首謀者である画商に対しては、東京地裁令和4年3月9日判決によって、偽作版画の制作を担当した版画作家に対しては、東京地裁令和8月5日判決によって、それぞれ有罪判決が言い渡された。

1 東京地判令和4年3月9日（著作権法違反被告事件）⁷⁾

偽作版画を制作し、販売した画商であった被告人に対して、懲役3年（執行猶予4年）及び罰金200万円が言い渡された。

（罪となるべき事実）

第1 被告人は、Aと共謀の上、法定の除外事由がなく、かつ、著作権者の許諾を受けないで、別表記載のとおり、平成29年1月中旬頃から平成30年12月中旬頃までの間、奈良県大和郡山市（住所省略）のB工房作業所内において、Cほか6名が著作権を有する美術の著作物である版画「D」ほか4作品につき、リトグラフ技法により紙に印刷するなどして合計7枚を複製し、もって前記各著作権者の著作権を侵害し、

第2 被告人は、株式会社E（以下、「E」という。）の代表取締役であるが、法定の除外事由がなく、かつ、著作権者の許諾を受けないで、平成30年2月5日、東京都中央区（住所省略）Fホールにおいて、Gに対し、前記Cほか6名が著作権を有する美術の著作物である版画「H」の複製物1枚を、著作権者の許諾を受けないで複製されたものであることの情を知りながら、E

7) 裁判所データベース、TKC法律情報データベースを参照。

名義で代金 33 万円で販売して頒布し、もって前記各著作権者の著作権を侵害する行為とみなされる行為を行い、

第 3 被告人は、E の代表取締役であるが、法定の除外事由がなく、かつ、著作権者の許諾を受けないで、令和 2 年 7 月 2 日、同区（住所省略）貸会議室 I において、株式会社 J の代表取締役である K に対し、前記 C ほか 6 名が著作権を有する美術の著作物である版画「L」の複製物 1 枚を、著作権者の許諾を受けないで複製されたものであることの情を知りながら、E 名義で代金 40 万円で販売して頒布し、もって前記各著作権者の著作権を侵害する行為とみなされる行為を行った。

（証拠の標目）以下略

第 1 罰条

1 判示第 1 の別表番号 1 及び 4 の各所為につき

別表番号毎にそれぞれ包括して刑法 60 条、平成 28 年法律第 108 号附則 8 条による改正前の著作権法 119 条 1 項、同法 21 条

2 判示第 1 の別表番号 2, 3 及び 5 の各所為につき

それぞれ刑法 60 条、平成 28 年法律第 108 号附則 8 条による改正前の著作権法 119 条 1 項、同法 21 条

3 判示第 2 及び第 3 の各所為につき

それぞれ著作権法 119 条 2 項 3 号、113 条 1 項 2 号

第 2 刑種の選択—判示各罪について

いずれも懲役刑及び罰金刑の併科刑を選択

第 3 併合罪の処理

刑法 45 条前段、刑法 47 条本文、10 条、48 条 2 項（懲役刑については、犯情の最も重い判示第 1 別表番号 1 の罪の刑に法定の加重をし、罰金刑については、判示各罪所定の罰金の多額を合計）

第 4 労役場留置

刑法 18 条（金 1 万円を 1 日に換算）

第5 執行猶予

刑法 25 条 1 項（懲役刑について）

（量刑の理由）

本件は、美術商として美術品の売買等を行っていた被告人が、版画の修復作業等の職人であった共犯者とともに M の作品 5 点について合計 7 枚を著作権者に無断で複製し（判示第 1）、また単独で、無断で作品 2 点の複製物を代金合計 73 万円で販売して頒布した（判示第 2 及び第 3）という著作権法違反の事件である。

被告人らは、平成 20 年頃から、著作権者に無断で有名画家の作品の版画を複製し、美術商である被告人が販売していたものであり、本件各犯行は長期間にわたって職業的・常習的に行われた犯行の一環である。そして、本件各偽作版画は、極めて精巧に制作されており、版画市場に流通するに至っている。著作権者の利益を大きく害しており、強い非難を免れない。

被告人と共犯者の関係等についてみると、被告人が複製する作品を定め、オークション等で入手した真作を共犯者に渡して複製を依頼していたものであり、被告人は主導的立場にあったものである。また、共犯者から受け取った偽作版画については、被告人が倉庫で管理する中で、適宜販売していたもので、被告人は偽作版画の複製から販売による利益獲得まで全ての過程を掌握していた。

以上からすれば、被告人の刑事責任は重いが、一方で、被告人は、事実関係を認めた上で、反省し、著作権者に対する被害回復にも努め、N 美術館 M 館に対しては 1400 万円の寄付をしており、一部の著作権者は、被告人の厳罰までは望んでいない。そして、被告人に前科前歴がないこと、被告人の妻が監督を誓約していること等も考慮すれば、本件で直ちに実刑判決とするのは躊躇されることから、主文のとおり懲役刑を科した上で、その執行は猶予するが、この種事犯が経済的にも不合理であることを示すために、主文のとおり罰金刑を併科するのが相当と判断した。（求刑 懲役 3 年及び罰金 300 万円）

別表

番号	複製年月日（頃）	著作物名称	数量（枚）
1	平成29年1月中旬	E	2
2	同年11月上旬	S	1
3	同年12月末	J	1
4	平成30年8月末	T	2
5	同年12月中旬	U	1
			（合計）7枚

2 東京地裁令和4年8月5日判決（著作権法違反被告事件）⁸⁾

偽作版画を制作した版画職人である被告人に対して、著作権法違反の罪で懲役2年（執行猶予3年）及び100万円の罰金言い渡された。

（罪となるべき事実）

被告人は、Aと共謀の上、法定の除外事由がなく、かつ、著作権者の許諾を受けないで、別表（添付省略）記載のとおり、平成29年1月中旬頃から平成30年12月中旬頃までの間、奈良県大和郡山市（住所省略）所在の株式会社B工房作業所内において、Cほか6名が著作権を有する美術の著作物である版画「D」ほか4作品につき、リトグラフ技法により紙に印刷するなどして合計7枚を複製し、もって前記各著作権者の著作権を侵害した。

（量刑の理由）

本件は、版画の制作、修復作業等の職人であった被告人が、美術商として美術品の売買等を行っていた共犯者とともに、Eの作品5点について合計7枚（以下、「本件各作品」という。）を著作権者に無断で複製したという著作権

8) 裁判所データベース、TKC法律情報データベースを参照。

法違反の事案である。

被告人らは、平成20年以降、長期間にわたって著作権者に無断で絵画作品等の複製を行うようになり、本件犯行に及んだものである。本件各作品は、真作と判別がつかないほど精巧に制作されており、著作権者の複製権を大きく侵害している。

被告人は、共犯者から著作権者の許諾がないことを明確に伝えられていなかったとして、未必的認識があったに過ぎない旨述べている。もっとも、証拠によれば、別紙番号1の「D」について見ると、額面の裏には、「E 新復刻画 D 監修 F」「制作 アトリエG」との記載があるシール（共シール）が付されており、Fの記載の下には押印がされている。これによれば、アトリエGが複製し、Fが監修をしたものであることが理解できるところ、被告人は、複製した業者や著作権者が監修を示す趣旨で貼付された共シールはコピーするようなものではないとしつつも、共犯者に依頼されるまま共シールの制作依頼に応じていた旨述べている。結局、被告人は、著作権者侵害となることを黙認していたといえる。版画制作の職人でありながら、著作権に意を払わずに犯行を及んだものであり、規範意識に欠けており、非難を免れない。

共犯者との関係を見ると、本件は、版画職人である被告人の高度な技術によってこそ実現可能となったものであり、実行犯である被告人が果たした役割は大きい。本件各犯行を発案し、複製作品の決定や複製の基となる真作の入手等を行ったのは共犯者であり、被告人が受動的立場にあったことを考慮しても、被告人の刑事責任には相応に重いものがある。同種事案と比較してみても、被告人に対しては、懲役刑及び罰金刑を選択するのが相当であり、罰金刑を選択すべきとの弁護人の主張は採用できない。

その上で、被告人が事実関係を概ね認め、反省の態度を示していること、情状証人として出廷した妻が今後の監督等を誓っていること、被告人に前科前歴がないこと等の事情も踏まえ、被告人に対しては、主文のとおり懲役刑を科した上で、その執行は猶予し、また、この種事犯が経済的にも不合理

であることを示すため、主文のとおりの罰金刑を併科するのが相当と判断した。(求刑 懲役2年及び罰金100万円)

3 著作権法違反の罪

本件の場合、著作権継承者である遺族の許諾なく、版画を制作し、販売している。裁判所は、この行為について、著作権等の侵害罪(119条1項)、著作権等侵害物品の頒布罪(119条2項3号)の成立を認めた。

著作権法では、著作者人格権・著作権、著作隣接権、出版権等の権利を侵害するものではないが、当該行為を許容するとすれば権利者の利益が不当に損なわれるような行為については、113条の規定により、権利を侵害する行為とみなして規制しており、113条は民事・刑事に共通する規定であると位置づけられる⁹⁾。

113条1項は「次に掲げる行為は、当該著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権を侵害する行為とみなす。」と規定し、同項2号は「著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権を侵害する行為によって制作された物(前号の輸入に係る物を含む。)を、情を知って、頒布し、頒布の目的をもつて所持し、若しくは頒布する旨の申出をし、又は業として輸出し、若しくは業としての輸出の目的をもつて所持する行為」と規定する。すなわち、113条1項2号は、権利侵害物頒布等を処罰する規定である。偽作版画事件においては、著作権継承者の許諾なく版画を制作・販売している事実が認定されており、著作権を侵害する行為によって制作された版画を、権利侵害物であることを認識しながら、すなわち、情を知って、頒布する、または頒布の目的で所持することに該当するため、本条に該当することは明らかである。

119条1項は「著作権、出版権又は著作隣接権を侵害した者(第30条第1項(第102条第1項において準用する場合を含む。第3項において同じ。))に定める私

9) 作花文雄『詳解 著作権法(第6版)』(2022)287頁を参照。

的使用の目的をもつて自ら著作物若しくは実演等の複製を行った者、第113条第2項、第3項若しくは第6項から第8項までの規定により著作権、出版権若しくは著作隣接権（同項の規定による場合にあっては、同条第九項の規定により著作隣接権とみなされる権利を含む。第120条の2第5号において同じ。）を侵害する行為とみなされる行為を行った者、第113条第10項の規定により著作権若しくは著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行った者又は次項第三号若しくは第六号に掲げる者を除く。）は、10年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。」と規定し、同条2項は、「第113条第1項の規定により著作権、出版権又は著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行った者」（同3号）に5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金に処し、またはこれを併科している。

119条1項は、基本的な侵害行為、「著作権」、「出版権」または「隣接著作権」を侵害する行為を処罰している。119条1項では、30条1項に定める私的使用の目的で著作物等の複製を行った者や113条の諸規定により著作権等侵害とみなされる行為を行った者が除かれ、のぞかれている規定に関連する侵害行為については、別の刑罰法規の対象となっている¹⁰⁾。また、119条2項3号は、著作権等侵害物品の輸入・頒布等の著作権等の侵害とみなされる行為を行った者を処罰の対象としている¹¹⁾。

本件で訴追の対象となった行為は、著作権法119条1項及び同条2項3号に該当することは明らかであり、前述の判決においても、解釈論上の問題なく、著作権法違反が認められている。

III 贋作美術品の制作・販売と刑法上の対応

「贋作（狭義）とは、有名な芸術家が創作した美術品を模倣若しくは模写し、又はその作風、用法や特徴を真似て、当該芸術家であるかのように偽っ

10) この点について、作花・前掲書585頁を参照。

11) 同上

て制作し流通に置かれた作品のことをいう。』¹²⁾と定義される。さらに、贋作を意図して作成されたのではなく、オリジナル作品の作風を研究するためや芸術家へのオマージュとして制作された作品についても、売主が意図的にまたは誤解によりオリジナルとして販売した場合も贋作（広義）に該当するとされる¹³⁾。

贋作美術品をめぐる犯罪については、古今東西を問わず、生起している。オランダでは、1947年、フェルメールの贋作を作成し、真作として売却したハン・ファン・マーヘレンに対して、署名偽造罪及び詐欺罪で有罪判決が言い渡された¹⁴⁾。マーヘレンが作成したフェルメールの贋作については、当時の、フェルメールの専門家、美術館や画商等が全員騙されて、真作であると鑑定していた。マーヘレンの贋作であるとの告白の後も、真贋論争は続き、マーヘレンの死後に、化学鑑定によって、フェルメールの贋作であることが証明されて、真贋論争に決着がついた¹⁵⁾。

わが国においても、春峯庵事件が想起される。昭和9年4月26日、東洲斎写楽、岩佐又兵衛、喜多川歌麿、葛飾北斎等の肉筆浮世絵が「春峯庵」との号をもつ旧大名華族の下から発見されたと東京朝日新聞で報じられた。当時、浮世絵の研究者として高名であった大学教授の笹川臨風が真作であると鑑定していた。同年5月14日、入札会が東京美術倶楽部で行われ、売値総額20万円のうち9万円分が売却済みとなった（現在では10億円程度と換算できる）。ところが、その後、「春峯庵」は架空の存在で、すべて贋作であったことが判明した。贋作者（矢田家一族）は、浮世絵商で浮世絵鑑定師であった金子清次に勧められて、写楽の落款を入れた「市川團十郎瀬川菊之丞」、又兵衛の印章を記入した「源氏物語朧月夜」「源氏物語雪中図」、歌麿の印章の

12) 島田真琴『アート・ロー入門』（2021）46頁、島田・前掲論文57頁以下を参照。

13) 同上

14) 島田・前掲『アート・ロー入門』50頁、島田・前掲『アート・ローの事件簿—盗品・贋作と「芸術の本質」篇』39頁以下を参照。

15) 島田・前掲『アート・ローの事件簿—盗品・贋作と「芸術の本質」篇』41頁以下を参照。

ある「扇屋見世先図」「鏡中男女図」等十数点を作成し、金子は「春峯庵」から出たとの話を考え出して、真作として売却した¹⁶⁾。この事実について、大審院昭和12年12月14日判決は、贋作を売却した金子と贋作者の一人には印章署名偽造罪及び詐欺罪、その他の贋作者には印章署名偽造罪及び詐欺罪の幫助の成立を認めた¹⁷⁾。

また、大原美術館のヴァン・ゴッホの「アルピューの道」がオットー・バックナーが制作した贋作であることが判明している¹⁸⁾。大原美術館がこの油彩画を購入した時点で、既に、海外の専門家の間ではバックナーの贋作であることは判明していたが¹⁹⁾、真作であると信じて購入し、展示されていた。また、国立西洋美術館が購入した、ラウル・デュフィの「アンジュ湾」、アンドレ・ドランの「ロンドン橋」が後に贋作と判明した事件もあった²⁰⁾。この2作品については、当時から、贋作の販売が疑われていたフランスの画商フェルナン・ルグロから購入した作品であったが、鑑定書を信じて購入したところ、鑑定書自体も怪しいものであった。

古美術の世界では、真贋の判定はさらに困難になる場合が多い。わが国では、「永仁の壺」事件²¹⁾が有名である。鎌倉時代の永仁2年銘をもつ古瀬戸の瓶子が1959年に重要文化財の指定を受けていたが、指定後に、鎌倉時代の古瀬戸ではなく、現代の作品ではないかとの疑いが提起され、加藤藤九郎

16) 島田・前掲『アート・ロー入門』50頁以下を参照。

17) 大判昭和12・12・14刑集16巻1603頁

18) この作品については、ゴッホ研究者である圀府寺司（大阪大学教授）のインタビュー記事「ゴッホの贋作を見て覚えた感動は本物か（1）」ほぼ日刊イトイ新聞ネット記事（2019年10月10日）を参照。

19) この点については、圀府寺・前掲記事（2）ほぼ日刊イトイ新聞ネット記事（2019年10月11日）、西野嘉章編「真贋のはざまーデュシャンから遺伝子まで（二子登・麓愛弓・湊園子 [編] 補遺2東西贋作事件史）」（2001）東京大学総合研究博物館データベースを参照。

20) ルグロ事件については、西野編・前掲「真贋のはざまーデュシャンから遺伝子まで（二子登・麓愛弓・湊園子 [編] 補遺2東西贋作事件史）」を参照。

21) 「永仁の壺」事件の概要については、西野編・前掲「真贋のはざまーデュシャンから遺伝子まで（二子登・麓愛弓・湊園子 [編] 補遺2東西贋作事件史）」を参照。

とその長男である岡部（加藤）嶺男が作者であると告白したことから、化学的鑑定調査が行われた結果、鎌倉時代の古瀬戸ではないとの結論が示され、1961年に重要文化財の指定が解除された。同時に、「古瀬戸黄袖蓮花唐草文四耳壺」及び「古瀬戸狛犬一對」も鎌倉時代ではなく昭和の作品であると判定されて重要文化財の指定が解除された。この事件を受けて、国際的な陶磁器研究家であり、重要文化財指定を推薦した文部技官・文化財専門審議会委員であった小山富士夫は職を辞したが、「永仁の壺」事件については沈黙を守ったので、真相には不明な点が残っている。陶磁器の専門家が真贋の判断を誤るほどの出来栄えの作品であったといえるが、真贋鑑定の難しさを示す事例である。加藤藤九郎と岡部（加藤）嶺男は、「永仁の壺」事件後も、瀬戸焼・志野焼、青磁の巨匠として、陶芸作品を発表した。

1 贋作美術品の販売と詐欺罪の成否

偽作版画制作・販売事件では、画商が偽作版画の制作を版画作家に依頼し、著作権継承者の許諾なく制作された版画が販売されている。販売された偽作版画は、非常に精巧に制作されていたので、画商等の専門家でも真贋の判断は非常に難しいというクオリティーであった。本件の行為は著作権法違反に該当するものではあるが、著作権等の侵害罪（119条1項）及び著作権等侵害物品の頒布罪（119条2項3号）は親告罪であるため、遺族が告訴した東山魁夷の偽作版画のみが訴追の対象とされた。しかしながら、市場に流通していたのは、東山魁夷の偽作版画にとどまらず、平山郁夫、片岡珠子等の日本画の巨匠の偽作版画であり、多量の偽作版画が市場に流通し、オリジナルの真作版画であると錯誤して購入した被害者が存在していることから、詐欺罪の成立が検討される余地は十分にあると思われる。本来的には、詐欺罪で訴追されるべき事案であったのではないかと考えられる。

詐欺罪（246条1項）は、人を欺いて財物を交付させることによって成立するが、まずは、欺く行為が存在するかを検討する必要がある。欺く行為と

は、相手方が財産的処分行為をするための判断となる重要な事実を偽ること、すなわち、相手方がその点に錯誤がなければ財産的処分行為をしなかったであろうと認められる重要な事実を偽ることと定義される²²⁾。美術品の購入者にとっては、購入しようと考えている美術品が真作であることを信じて、美術品の購入を決断するのであるから、対象となる美術品が真作であるか否かは、美術品購入の判断の基礎となる重要な事実該当することは明らかである。したがって、偽作版画であることを告げずに購入希望者に偽作版画を販売する行為は、欺く行為に該当すると思われる。購入の対価が支払われているので、偽作版画を購入した者には財産的な損害が生じており、行為者には贋作版画を真作として販売し購入者を欺く認識・認容があることから詐欺の故意は認定され、贋作を真作と偽って売却することによって経済的な利益も得ていることから不法領得の意思も認定できる。したがって、詐欺罪が成立することには異論はないように思われる。

しかしながら、偽作版画事件においては、検察官は詐欺罪では訴追しなかった。贋作版画事件では、著作権法違反の罪が問題となったが、親告罪であったために、著作権継承者である遺族の告訴がなかった平山郁夫、片岡珠子の偽作版画については、訴追の対象とはならなかったという問題がある。検察官が、詐欺罪での訴追を断念した背景事情を考えてみたい。

贋作版画事件においては、大手デパートで販売されていたものも多く、贋作の疑いが生じた後は、販売した版画を鑑定し、贋作であることが判明した後は、デパートが買い戻すなどの金銭的な賠償をしていることから、実質的には財産的な損害が補填されているという事情があった²³⁾。また、贋作を購

22) 最決平成22・7・29刑集64巻5号829頁、最決平成26・4・7刑集68巻4号715頁、井田良『講義刑法学・各論（第2版）』（2020）288頁、高橋則夫『刑法各論（第4版）』（2022）323頁以下、大塚仁他編『大コンメンタル刑法（第3版）第13巻』（2018）30頁以下〔高橋省吾〕等を参照。

23) 例えば、大丸のwebサイトの「『贋作版画』に対する弊社の対応について」（2021年11月29日）、そごう・西武のwebサイトの「偽作疑い美術商材の販売について」等を参照。

入した画商も、騙されていたという事実を公表したくないという事情や、代金や顧客の情報を口外するわけにはいかない、という美術品取引業者の閉鎖性や秘密主義が捜査当局への協力を躊躇させることにもなったとの指摘もある²⁴⁾。美術業界にはびこる「騙した奴より騙されたほうが悪い」という業界の暗黙の掟も詐欺罪の立証を困難にしたとも考えられる。

贋作を販売した画商自身が、贋作であったと知らなかったと主張する場合には、贋作であることを認識していたことの立証ができなければ、詐欺の故意を認定することは難しく、欺く行為を認定することもできないため、詐欺罪の成立を立証することは難しくなり、結局は、刑法上の制裁の対象からは外れてしまうことになる。

ネットオークション等では、明らかに偽造された流派の家元宗匠等の書付のある茶道具が出品されていることもある。この場合に、真作保障という表示がなく、真贋の判断は買主に委ねられているような場合には、真贋が不明でも購入するためにオークションに参加し落札する買主を欺いたとはいえず、出品者に、詐欺罪の成立を認めることは困難であろう。

2 贋作美術品の制作と偽造罪関連

刑法典では、書画や工芸品等の美術品の偽造を直接処罰する規定は存在していない。ただ、文書偽造罪や印章偽造罪については、美術品の偽造についてその適用の可否を検討する余地はある。

絵画や書が、文書偽造罪の客体となりうるか。広義の文書は、文字またはこれに代わるべき可視的・可読的符合を用い、永続すべき状態において、物体上に記載された意思または観念の表示であると定義される²⁵⁾。広義の文書のうち、文字またはその他の発音的符合を用いたものが狭義の文書であり、

24) 島田・前掲書 160 頁参照。

25) 大判明治 43・9・30 刑録 16 輯 1572 頁

象形的符合を用いたものが図画であると定義される²⁶⁾。したがって、純然たる美術品の絵画や、図画等であってもその名義人の意思・観念の表示としての意味を有しないものは「図画」ではないとされる²⁷⁾。この定義に従えば、美術品としての書画については、文書偽造罪の客体には該当しない。

印章偽造罪についてはどうか、印章とは、人の同一性を表示されるために使用される一定の象形を意味すると定義される²⁸⁾。署名とは、自己を表彰する文字をもって、氏名その他の呼称を表記したものと定義される²⁹⁾。

贋作美術品の場合には、贋作者が名義人の署名や印章を用いて絵画、書、箱書等を偽造する場合がある。

書画の場合には、作者自らが箱に表題と署名を記載する共箱の作品や額装の絵画の裏面に表題と署名が貼付される共シールといわれる作品があり、茶道具の場合には、茶人や鑑定人が銘等を署名とともに箱裏等に書付ける（箱書付といわれる）場合がある。茶道具の場合には、茶碗、茶入、茶杓等の道具そのものよりも、道具の来歴、例えば、東山御物（足利将軍家伝来）、信長所持、秀吉所持、柳営御物（徳川将軍家伝来）、千家伝来、中興名物（小堀遠州の好みで選定された茶道具）、雲州蔵帳記載茶道具（松平不昧所持）等の伝来が重要な意味をもつ。千利休・小堀遠州等の茶人や、茶道流派の歴代の家元宗匠の箱書付等が金銭的な評価においては重要な要素となる。このような茶道具は、高額で取引される美術品であるため、時間と手間をかけて贋作を制作する意味はあると考えられる。

共箱や箱書付がある場合には、贋作者が、家元等の他人の署名や花押を書き入れているため、私印偽造罪・同不正使用罪の成立は可能であると思われる。

26) 大塚仁他編『大コンメンタール刑法（第3版）第8巻』（2014）61頁〔松田俊哉〕を参照。

27) 同上

28) 大塚他編・前掲『大コンメンタール刑法（第3版）第8巻』309頁〔小西秀宜〕、西田典之他編『注釈刑法第2巻各論（1）』（2016）510頁〔鎮目征樹〕を参照。

29) 大塚他編・前掲『大コンメンタール刑法（第3版）第8巻』313頁〔小西秀宜〕、西田他編・『注釈刑法第2巻各論（1）』（鎮目征樹）513頁を参照。

る。さらに、箱書に茶道具の銘（例えば、茶杓に「有明」と銘をつけるような場合）が記載されている場合や鑑定書の記載（例えば、この茶入は古瀬戸の肩衝茶入であることに間違いがない等の記載）がある場合には、名義人の意思・観念の表示と判断することが可能であり、文書（事実証明に関する私文書）に該当しうると考えられる³⁰⁾。したがって、名義人と作成者（偽作者）との人格の同一性に齟齬が生じる場合には、私文書偽造罪が成立することもありうるように思われる。

判例実務において、問題とされる事案は多くはないと考えられるが、刑法上の偽造罪についても、その成立の余地はありうると思われる。

IV フランスにおける芸術作品に対する不正行為と刑事規制をめぐる最近の動向

フランスでは、芸術作品に対する不正行為については、1895年2月9日法（Bardoux法）³¹⁾によって規制されてきた。この法律は、アレクサンドル・デュマ・フィスによるコロアの贋作購入を契機として制定されたものであるが³²⁾、法律制定から、120年以上が経過し、法律の規定そのものが、現代に生起する芸術作品をめぐる不正行為に対応できなくなっていることが指摘された。2017年11月17日には破毀院が主催して、司法官や芸術分野の専門家等が参加した「faux en art（芸術における贋作）」をテーマとしたシンポジウムが開催された。この分野について、改めて、問題が指摘された。

30) 大判大正14・10・10刑集4巻538頁は、書画が真筆であることを証明する箱書は事実証明に関する私文書であるとした。高橋則夫『刑法各論（第4版）』（2022）549頁、西田他編・前掲『注釈刑法第2巻（1）』（今井猛嘉）381頁参照。

31) Légifranceのwebサイトで公開されている法律を参照した。

32) 2017年11月17日に破毀院が主催して開催されたシンポジウム「芸術における贋作（Le faux en art）」での講演原稿PDFを参照（破毀院のwebサイトで公開されている）。

このような状況にあって、Institut Art et Droit（芸術と法研究所）の副所長である Y.Mayaud（Paris-Panthéon-Assas 大学名誉教授）と所員である L.Saenko（Paris-Saclay 大学准教授）は連名で、1895 年 2 月 9 日法の改正を提案し³³⁾、その提案をもとに、B.Fialaire 議員他複数の議員によって法律改正案が、2022 年 12 月 5 日、元老院に提出され³⁴⁾、元老院での審議の後、現在、国民議会で審議が進行している³⁵⁾。そこで、まず、1895 年法と現在審議されている改正法案の内容を紹介する。

1 芸術作品に対する不正行為に関する 1895 年 2 月 9 日法

1 条（2000 年 9 月 19 日のオールドナンス n°2000-916 によって改正）：次に掲げる者は、必要な場合には、損害賠償請求権を損なうことなく、2 年以下の拘禁刑及び 75.000 ユーロの罰金に処する。

1 号：絵画、彫刻、素描（デッサン）、版画または音楽の作品に不法に偽名（詐称名）を付けた、または記載した者。

2 号：前号と同一の作品について、不法に、かつ作者の人格について買主を欺く目的で、作者の署名または作者が用いたサインを模倣した者。

2 条：情を知りながら、偽名、偽署名または偽サインがなされた物を隠匿し、売却し、もしくは流通させた小売業者または仲買業者には、前項と同一の刑が適用される。

3 条（1994 年 2 月 5 日法 n°94-102 によって改正）：判決を下した裁判所は、作品

33) Y.Mayaud et L.Saenko, Quelle réponse pénale pour les fraudes en matière artistique? Pour une proposition de réforme de la loi < Bardoux > du 9 février 1895, *Journal Spéciale des Sociétés*, N° 23,2022,p.4.

34) Proposition de loi portant réforme de la loi du 9 février 1895 sur les fraudes en matière artistique, Texte N° 177 (2022-23).

35) 元老院では、2023 年 3 月 16 日に、Proposition de loi portant réforme de la loi du 9 février 1895 sur les fraudes en matière artistique が採択されて、国民議会で法律案の審議が開始されている。

を没収する、または告訴人に還付することを命じることができる。

3条の1（1994年2月5日法n°94-102によって創設）：差し押さえた作品が贋作であると証明されたときには、予審免訴または無罪の場合であっても、同じ手続をとることができる。

4条（1992年12月16日法n°92-1336によって改正）：本法は、著作権が消滅していない作品にも適用される。その他の作品については、刑法423条³⁶⁾の適用は妨げない。

5条：1992年12月16日法n°92-1336によって削除

2 1895年2月9日法改正法案

元老院で採択され、国民議会で審議されている改正法案³⁷⁾は次のようなものである。

1条：文化財法（code du patrimoine）第1部第1編第II章の後に、第II章の2を挿入する。

《第II章の2 芸術作品に対する不正行為との闘い》

L.112-28条：次に掲げる行為は、5年以下の拘禁刑及び375.000ユーロの罰金に処す。

1号：方法が如何なるものであっても、他人に、作者の同一性、その原産地、その製造年、その性質もしくはその組成を偽る意図で、芸術作品または蒐集対象物を制作または変造する。

2号：贋作であることを知りながら、1号に記載された作品または対象物を、無償もしくは有償で、展示し、頒布し、または譲渡する。

3号：方法が如何なるものであっても、作者の同一性、その原産地、その

36) なお、423条は累犯加重に関する規定であったが、現在は削除されている。

37) Proposition de loi portant réforme de la loi du février 1895 sur les fraudes en matière artistique, n° 75 (2022-2023) adoptée par le Sénat le 16 mars 2023.

製造年，その性質もしくはその組成について偽った芸術作品または蒐集対象物を，無償もしくは有償で，展示し，頒布し，または譲渡する。

4号：方法が如何なるものであっても，その来歴を偽った，芸術作品または蒐集対象物を，無償もしくは有償で，展示し，頒布し，または譲渡する。

L.112-29条：L.112-8条に記載された行為は，次に掲げる態様で行われたときには，7年の拘禁刑及び750.000ユーロの罰金に処する。

1号：組織的集団を構成することはなく，正犯または共犯の身分を有する複数人によって。

2号：常習的な方法で，または職業活動の行使がもたらす便宜を用いて。

3号：国もしくは地方公共団体，または公施設の一つに損害を与えて。

L.112-30条：L.112-8条に記載された行為は，組織的集団によって行われたときには，10年の拘禁刑及び100万ユーロの罰金に処する。

L.112-30-1条：刑法121-2条に定める条件の下で，本法L.112-28条からL.112-30条までに定める軽罪について刑事責任を問われた法人は，刑法131-38条に定める態様に従った罰金の他，刑法131-39条2号及び9号に定める刑を科される。刑法131-39条2号に記載された禁止は，活動の遂行中において，またはその遂行に際して，犯罪が行われた活動に及ぶ。

L.112-31条1項：裁判官は，また，以下に掲げる刑を言い渡すことができる。

1号：本法112-28条に記載される作品または対象物の没収。

1号の2：作品または対象物の破壊。

2号：それが現存しているときには，被害者である著作者または権利保有者への作品または対象物の還付。

2項：公法人の財産に関する一般法L.3211-19条は，本条1項を適用した没収の場合に，これを適用する。

3項：付加刑である没収は，刑法131-21条に定める条件の下で，これを科す。

L.112-32条：無罪または予審免訴の場合は，裁判所は，それ自体として，

L.112-28 条 1 号にいう贋作を構成することが立証されるときには、それが現存している場合に、差し押さえた作品または対象物の没収、破壊または被害者である著作者もしくは権利保有者への還付を命じることができる。

L.112-33 条：本法 L.112-28 条から L.112-30 条で処罰される軽罪で責任を問われた者はまた、付加刑として、刑法 131-27 条に定める態様に従い、活動の遂行中において、またはその遂行に際して、犯罪が行われた職業的もしくは社会的活動の禁止、または、商業的もしくは工業的職業、如何なる肩書であれ、直接的もしくは間接的に、自己のもしくは他人の利益のために、商業的もしくは工業的企業もしくは商事会社を経営し、管理し、運営し、もしくは監督することの禁止を科される。活動遂行の禁止は、併科して、これを言い渡すことができる。

L.112-34 条：L.112-28 条に記載された作品及び対象物は、それ自体として、それが同条 1 号にいう贋作を構成することが立証されたときには、国务院のデクレによって定める条件の下で、登録簿に記載される対象物である。

第 2 条

I：芸術作品に対する不正行為に関する 1895 年 2 月 9 日法は、これを廃止する。

II：公法人の財産に関する一般法は、次に掲げるように改正する。

1 号：L.3211-19 条は、次に掲げるように改正する。

- a) 1 項の最後の、<芸術作品に対する不正行為に関する 1895 年 2 月 9 日法によって言及される贋作>との文言は、<または文化財法 L.112-28 条 1 号にいう偽造物>との文言に、これを言い換える。
- b) 2 項の<芸術作品に対する不正行為に関する前述の 1895 年 2 月 9 日法によって言及され、3 条及び 3 条の 1 によって定める条件の下で没収された贋作>という文言は、<または同法 L.112-31 条もしくは L.112-32 条を適用して没収された文化財法 L.112-28 条 1 号にいう偽造物>との文言に、これを言い換える。
- c) 2 項の<détruites, soit déposées>との文言は、<détruits, soit déposés>

との文言に、これを言い換える。

2号：L.5441-3条1号の、＜芸術作品に対する不正行為に関する1895年2月9日法によって言及される贋作＞との文言は、＜または文化財法L.112-28条1号にいう偽造物＞との文言に、これを言い換える。

3 法律改正の立法理由の概要

1895年法は、芸術作品に関する不正行為を処罰する特別刑法として規定され、処罰の対象となる行為は、1条と2条に規定される。1条は、絵画、彫刻、素描（デッサン）、版画または音楽の作品に、不法に偽名（詐称名）を付ける行為または記載する行為（1号）、不法に、かつ作者の人格について買主を欺く目的で、作者の署名または作者が用いたサインを模倣する行為（2号）を処罰し、2条は、偽名（詐称名）、偽署名または偽サインがなされた物を隠匿し、売却し、または流通させる小売業者または仲買業者を処罰する。対象となる行為は、絵画作品等に偽名などを書き入れる行為や、サインを模倣する行為、それらを隠匿し、売却・流通させる行為であり、非常に限定された範囲で刑事規制を行っていた。制定当時、憲法で保障された芸術作品における表現の自由を重視し、表現の自由への侵害を最小限にとどめるといふ配慮がなされていたとの指摘がある³⁸⁾。

しかしながら、美術市場の国際的な拡大や美術品の市場取引価格の暴騰によって、美術品が投資の対象となり、美術品の財産的価値が一層高まっており、美術品の取引がマネー・ロンダリングの対象となり、組織犯罪の対象ともなるという事態を招いている。フランスでは内務省に美術犯罪を担当する専門部局（Office central de lutte contre le trafic des biens culturels）が美術品の盗難や贋作等の犯罪捜査にあっている³⁹⁾。現代においては、美術品の真贋、す

38) Mayaud et Saenko, *op.cit.*, p.1 ; Exposé des motifs de la Proposition de loi portant réforme de la loi du 9 février 1895 sur les fraudes en matière artistique, p.1

39) フランス内務省の web ページを参照。

なわち、美術品の真正に対する社会的な信用という法益を保護する必要性は高まっているといえる⁴⁰⁾。かつてのように、美術品が王侯貴族等の特権階級の蒐集物ではなく、一般市民にも美術品への門戸が開かれ、美術市場が民主化されていくことによって、美術品に対する不正行為も広く刑事規制が求められる時代になっている。

フランスの現行刑法において、美術品を保護する刑罰法規は存在する。例えば、人に危険を及ぼさない破壊・毀損・毀棄の罪（322-1条）について、322-3-1条はその加重類型を規定するが、同条1項1号は「文化財法の規定に基づき指定もしくは登録された不動産もしくは動産または同法に基づき指定された私的文書記録」、同2号は「文化財法L.510-1条にいう考古学遺物」、同3号は「行政財産である動産に属する文化財、フランスの美術博物館、図書館、メディアテークもしくは文書館に、または、公益の任務を担う公法人もしくは私人に属する場所に、たとえ一時的にせよ、展示、保存または寄託された文化財」、4号は「礼拝施設」を破壊、毀損、毀棄する行為を処罰している⁴¹⁾。したがって、一定の範囲で、文化財を保護法益とする規定が設けられている。

その他の犯罪について、成立が検討されるものもある。具体的には、詐欺罪（escroquerie）、文書偽造罪（faux）、商品の品質等を偽る罪（tromperie）、著作財産侵害罪（contrefaçon）等である。

詐欺罪（313-1条）は、「虚偽の氏名もしくは虚偽の資格を用いて、真実の資格を濫用して、または不正な策略を用いて、自然人または法人を欺いて、その者または第三者の利益に反して、資金、有価証券もしくは何らかの財産を交付させ、役務を提供し、または債務の履行もしくは債務の免除を承諾させることを決意させる行為は、詐欺とする。」⁴²⁾と規定する。詐欺罪の法定刑

40) *Exposé des motifs préc.*, p.1

41) この点については、Mayaud et Saenko, *op.cit.* pp.3 et s.

42) 法務大臣官房司法法制調査部編『フランス新刑法典』（平成7）112頁の条文翻訳を参考に、著者が文言に一部修正を加えた。

は、5年以下の拘禁刑及び375.000ユーロの罰金である。フランスの詐欺罪の規定は、罪刑法定主義の徹底と、一般的な商業活動を過度に制限しないという配慮のために、諸外国の規定と比較して、制限的であって、詐欺罪の成立範囲は限定されていると評価されている⁴³⁾。美術品への不正行為は、詐欺的行為であることには異論はないが、詐欺罪の適用を検討する際には、「不正な策略 (manœuvre frauduleuse)」を用いたことが必要となり、この要件の充足については、解釈論上の問題がある⁴⁴⁾。

「不正な策略」が認められるためには、単純な嘘ではなく、「組み合わせた嘘 (mensonge combiné)」や「作り上げた嘘 (mensonge construit)」が用いられるような状況が必要であるとされる⁴⁵⁾。具体的には、嘘を補強するための様々な証拠書類の作成、被害者を欺くための演出、第三者の介入等の状況設定が求められるので、絵画に虚偽の氏名を書き入れる等の行為は、「不正な策略を用いて」には該当しないと考えられる⁴⁶⁾。そもそも、フランスの詐欺罪も、一定の手段を用いて、人を欺いて、自己または第三者に、財物を交付させて、あるいは、財産上の利益を得させて、被害者に財産的な損害を与えることによって成立するという基本的な構造は、わが国の詐欺罪と大きく異なることはない。美術品に対する不正行為それ自体は、被害者の財産に対する侵害を構成するものではなく⁴⁷⁾、詐欺罪を適用することは適切ではない。

文書偽造罪 (441-1条1項) は、「法的な効果をもたらす、権利もしくは事実を証明する目的をもつ、もしくは結果としてその証明をし得る文書またはその他一切の思想表現手段に対して、損害を惹起する性質をもち、方法が如何なるものであっても行われた、不法に真実性を改変する行為は、文書偽

43) この点については、M.-L. Rassat, *Escroquerie, Juris classeur pénal code, Art.313-1 à 313-3 : fasc.20, 2021, n° 25, p.9* を参照。

44) Rassat, *op. cit.*, n° 70 et s., pp.21 et s.

45) Mayaud et Saenko, *op.cit.*, p.4.

46) Mayaud et Saenko, *op.cit.*, p.4, *Exposé des motifs préc.*, p.1.

47) Mayaud et Saenko, *op.cit.*, p.4.

造とする。」⁴⁸⁾と規定する。文書偽造罪は、方法が如何なるものであっても、文書等の真实性への一切の改変を処罰の対象としている⁴⁹⁾。美術品に対する不正行為については、文書偽造罪は関連性を有していると思われる⁵⁰⁾。文書偽造罪の客体は「文書またはその他一切の思想表現手段 (un écrit ou tout autre support d'expression de la pensée)」である。「その他一切の思想表現手段」とは、紙媒体に記載された文書以外の USB メモリーや CD-Rom に書き込まれた情報化された記録等も含まれる⁵¹⁾。芸術作品については、「その他一切の思想表現手段」に該当するかが問題となる。絵画や音楽等の芸術作品は、思想の発現というより、創作者の感性の外部への発現という側面をもつと考えられる⁵²⁾。したがって、美術品への不正行為について、文書偽造罪を適用することはできない。

商品の品質等を偽る罪については、消費者法 L.441-1 条に規定される。消費者法は、美術品に対する不正行為についても保護の対象としていると考えられる。同法 L.441-1 条は、「契約当事者であるか否かにかかわらず、いかなる手段または手続であっても、第三者を介入させることによっても、すべての者に対して、次に掲げることについて、契約締結者を欺く、または欺こうと企てることを禁止する。1号：すべての商品の性質、種類、原産地、実質的品質、組成または有効成分の含有量について。2号：商品の引き渡しによって、引き渡された物の数量または引き渡された物の同一性について。3

48) 前掲『フランス新刑法典』169 頁に文書偽造罪の翻訳があるが、著者が新たに訳出した。

49) フランスの文書偽造罪は、有形偽造 (faux matériel) の他、無形偽造 (faux intellectuel) を含む形で規定されている。フランスの文書偽造罪に関する文献として、島岡まな「フランス刑法における文書偽造罪」法学研究 68 巻 3 号 (1995) 61 頁以下、井上宜裕「フランス刑法における文書偽造」立命館法学 375・376 号 (2017) 80 頁以下がある。

50) *Exposé des motifs préc.*, p.1.

51) G.Roujou de Boubée, B.Boulloc, J.Francillon et Y.Mayaud, *Code pénal commenté*, 1996, p.817, E.Dreyer, *Droit pénal spécial*, 2008, p.417 を参照。

52) Mayaud et Saenko, *op.cit.*, p.5, *Exposé des motifs préc.*, p.1.

号：用途の適正，商品の利用に内在する危険，検査の実施，使用方法または注意事項について。」と規定する。

美術品も商品であり，美術品に対する不正行為が，その性質，原産地，実質の品質を偽るものであるとすれば，消費者法 L.441-1 条の適用の対象となりうると思うことは可能であろう⁵³⁾。ただ，消費者法は，そもそも，契約の締結や契約締結の準備を前提とする側面をもち，L.441-1 条は商品の品質が適正に保証されることによって契約当事者を保護することで，美術市場を含めて商品の市場取引の適正な機能を保護することを目的としており，美術品そのものを保護しているわけではない⁵⁴⁾。したがって，商品の品質を偽る罪による保護も適切ではない。

著作財産侵害罪について，知的財産法 L.335-2 条は，「文書，楽曲，素描，絵画またはその他のあらゆる製品の一切の制作は，作者の所有権に関する法律または規則に反して，その全部または一部が印刷されもしくは刻印されたときには，著作財産の侵害であり，著作財産の侵害は軽罪である。」と規定する⁵⁵⁾。法定刑は3年の拘禁刑及び30万ユーロの罰金である。著作権侵害罪は，著作者の所有権を保護し，その侵害を処罰する一方，美術品に対する不正行為の規制は，すべてのジャンルにおける不誠実さ及び詐欺的行為に付随する契約上の不均衡への対応が最も配慮すべき目的である。著作財産侵害罪と美術品に対する不正行為を規制する立法とはそもそも追求する目的が大きく異なっている⁵⁶⁾。

1895 年法では，芸術作品に対する不正行為を，限定された範囲で犯罪行

53) この点については，Mayaud et Saenko, *op.cit.*, p.6 を参照。

54) Mayaud et Saenko, *op.cit.*, p.6, Exposé des motifs *préc.*, p.2.

55) L.335-2 条の翻訳については，公益財団法人著作権情報センターの web サイト（著作権データベース）で公開されている『フランス知的所有権法典』の翻訳（2022・財田寛子訳）を参照し，執筆者が適宜修正を加えて訳出した。< contrefaçon > は，「偽造」という意味もあるが，本稿では，「著作財産の侵害」と訳出する。

56) この点については，Mayaud et Saenko, *op.cit.*, p.6 を参照。

為として処罰の対象としており、消費者法との関係では、一般法と特別法との関係にある。将来、芸術作品を入手するかもしれない者が、贋作を入手し財産的な損害を被ることを避けるためには、取引、交換及び契約に準拠して、何を犯罪とするかを考えることが重要である⁵⁷⁾。

1895年法1条では、「絵画、彫刻、素描（デッサン）、版画または音楽の作品」を保護の対象としている。対象となる客体は従来から芸術に分類されてきたものであるが、本条も刑罰法規である以上は、本条に記載された客体は制限列挙されていると考えるべきであって、現在における様々な表現手段、例えば、デジタルアートや最新のテクノロジーを用いた芸術表現等は対象とはならないという解釈論上の問題点を指摘できる⁵⁸⁾。1895年法はその処罰範囲が非常に限定されており、そのために、刑法及び刑事規制による保護から芸術市場を遠ざけている結果になっている。民事的な対応に任せるだけでは、芸術作品に対する不正行為への対応としては不十分であり、芸術作品の贋作の制作それ自体を対象とする刑事規制を考える必要がある⁵⁹⁾。

改正法案では、芸術に対する不正行為を、買主の保護と契約的な側面というよりもむしろ、芸術作品そのものを保護法益として、芸術作品に対する侵害と捉えている⁶⁰⁾。1895年法が契約関係または契約締結準備段階での関係を保護していたのに対して、改正法案は、騙された被害者の経済的及び財政的な損害についても刑罰的に保護する目的を有する。

犯罪行為は、文化財法L.112-28条1号から4号の4類型に分類される。すなわち、①方法が如何なるものであっても、他人に、著作者の同一性、その原産地、その製造年、その性質もしくはその組成を偽る意図で、芸術作品または蒐集対象物を制作または変造すること、②贋作であることを知りながら、芸術作品または蒐集対象物を、無償もしくは有償で、展示し、頒布

57) 同上

58) この点については、Mayaud et Saenko, *op.cit.*, p.7を参照。

59) この指摘については、Mayaud et Saenko, *op.cit.*, p.8を参照。

60) *Exposé des motifs préc.*, p.2.

し、または譲渡すること、③方法が如何なるものであっても、著作者の同一性、その原産地、その製造年、その性質もしくはその組成について偽った、芸術作品または蒐集対象物を、無償でもしくは有償で、展示し、頒布し、または譲渡すること、④方法が如何なるものであれ、その来歴を偽った、芸術作品または蒐集対象物を、無料でもしくは有料で、展示し、頒布し、または譲渡すること、である。いずれの犯罪行為も故意犯であり、情を知って（贋作であることを認識して）行われることが必要である。

客体は「芸術作品または蒐集対象物（une œuvre d'art ou un objet de collection）」である。1895年法は「絵画、彫刻、素描（デッサン）、版画または音楽の作品」といった伝統的な芸術分野に限定していたが、改正法案では、保護の対象となる客体を拡大している。したがって、デジタルアート等の新たな芸術作品についても当然、保護の対象となる。

処罰の対象となる行為についても、贋作を制作する目的で、芸術作品または蒐集対象物を制作・変造する行為（1号）、贋作であることを知りながら、芸術作品または蒐集対象物を、無償・有償で、展示・頒布・譲渡する行為（2号）。贋作である芸術作品または蒐集対象物を、無償・有償で、展示・頒布・譲渡する行為（3号）、その来歴を偽った、芸術作品または蒐集対象物を、無償・有償で、展示・頒布・譲渡する行為（4号）を処罰し、贋作の制作のみならず、贋作を有償・無償で展示・頒布・譲渡する行為も処罰の対象としている。また、1号・3号・4号所定の行為については、方法が如何なるものであってもよい。

加重事由としては、組織的集団ではない複数人で実行された場合、常習的な方法で行われる場合、職業活動の行使がもたらす便宜を用いる場合、国や地方公共団体等に損害を与える場合、さらに組織的集団で実行された場合等を規定している。

また、付加刑としての没収や著作者等への作品の還付についても規定を設けている。

V 美術品に対する不正行為と刑事規制の必要性

美術品に対する不正行為をどのように規制すべきか、という点について、フランスの法改正の議論の検討から、わが国にどのような示唆を与えることができるであろうか。

西洋絵画の分野では、オールド・マスターズといわれる15世紀から18世紀の巨匠の作品や印象派以降の近現代の作品については、美術市場において高額で取引され、投資の対象ともなっている。中国美術や日本美術の世界でも、絵画、陶磁器、仏教美術等は高額で取引されている。海外オークションでは巨匠の作品は何百億という価格で落札されることもあり、美術品の財産・資産としての価値は大きな魅力となっている。そこで、美術品に対する不正行為を行ってでも、不正な利益を獲得する意味はますます増大するものと考えられる。

現代の美術品については、作品創作の時から著作者の死後70年間であれば、著作権法で保護されるため（著作権法51条2項）、著作権を侵害する行為については、刑事罰の対象となるが、著作権で保護される期間が経過した美術品については、著作権法の保護の対象とはされない。著作権法では保護されない美術品等については、別の方策を検討しなければならない。

美術品に対する不正行為については、贋作の制作等の美術品そのものに対する不正行為と、贋作であることを知りながら情を知らない第三者に売却するような不正行為が考えられる。

まず、贋作の制作等の美術品そのものに対する不正行為については、わが国でもフランスでも、著作権侵害罪のほか、文書偽造罪、私印偽造罪（フランスでは、公的機関の印章標章の偽造については刑法444-1条以下に規定されるが、私

印の偽造に関する処罰規定は存在しない⁶¹⁾、製品の品質等を偽る行為（わが国では、不正競争防止法2条1項14号に定める品質等誤認惹起行為に相当）の成立が検討されうるが、既に検討したように、著作権侵害罪を除いて、美術品の贋作の制作それ自体を処罰しているのではなく、箱書の偽造や署名の偽造等の贋作に付随する行為を文書偽造罪や印章偽造罪で処罰の対象としており、これらの犯罪が美術品に対する不正行為を規制する手段として適切であるとは必ずしもいえない状況にある。

贋作であることを知りながら情を知らない第三者に売却するような不正行為については、詐欺罪の成立が検討されるべきである。前述した「春峯庵」事件では、大審院は贋作を売却した者及び贋作者には印章偽造罪及び詐欺罪と他の贋作者には印章偽造罪及び詐欺罪の幫助の成立を認めている。偽作版画事件においても、犯罪事実について詐欺罪の成立は可能であり、詐欺罪で訴追すべき事案であったと思われるが、現実には詐欺罪では訴追されなかった。贋作であることを知りながら真作であると偽って、事情を知らない者に贋作を売却する行為は、真贋という売買の基礎となる重要な事項を偽っており、代金相当額の財産的損害も生じていることから、詐欺罪が成立することには異論の余地はない。これに対して、フランスの詐欺罪の条文はわが国とは異なり非常に詳細に規定されているので、条文の解釈として、事情を知らない者に贋作を売却する行為について、必ずしも詐欺罪の成立が認められるわけではない。

芸術作品、特に美術品に対する不正行為を規制する場合には、その保護法益を明確にする必要がある。美術品についても、資産や投資物件として取引される対象である以上は、作品そのものの真正を保障することが必要であり、真贋の判断が重要とであることは明らかである。しかし、そもそも、個別財産としての経済的価値の評価以前に、学術研究としての美術史の観点か

61) 島岡まな・井上宜裕・末道康之・浦中千佳央『フランス刑事法入門』（2019）109頁〔島岡まな〕を参照。

ら、美術品の歴史的及び文化的な評価や作品の位置づけが重視されるべきであり、その観点からも美術品の真贋が重要な意味をもっている。「『偽物』はあくまでも『似せもの』でしかなく、『偽』を前提にスタートした研究がたとえどんな体裁の良い結論を導き出したとしても、その内容自体を「真」と認めるわけにはいかない、扱うべき作品の『優』『劣』や『巧』『拙』、さらに『真』『偽』に関する判別は、『美術史』の研究にあたっては根幹をなす最重要課題である。」⁶²⁾との指摘は正鵠を射ている。したがって、美術品・芸術作品にとっては、財産的価値以上に、作品の歴史的・文化的な価値や文化財としての価値が重要であるため、美術品には公共財としての国家的・社会的価値があることには異論の余地はない。贋作の制作等の不正行為はこのような法益を侵害する行為と位置づけることが可能であろう。

美術品それ自体が保護すべき法益であると考えた場合、刑法的に保護すべき法益は、美術品の真正であろう。美術品が「真物（ほんもの）」であることが、美術史の研究にとって最も重要であって、時代や作者を語るにふさわしい「真物」であることが何よりも優先される条件である⁶³⁾。したがって、美術品の真贋の判断が重要な意味を持つことになる。美術品の真贋は、通常は、売買取引の記録、作者や関係者が残した書簡、展覧会やオークションのカタログ、作者に関する記録文書等によって、当該作品の出所来歴を順にたどることによって証明される⁶⁴⁾。芸術家に作品を依頼し購入した王侯貴族が作品を所持し続けている場合や、その王侯貴族から作品を購入したような場合には、作品が真作である可能性は高いといえるが、出所来歴を偽装することは可能であり、贋作とすり替えられている場合も考えられるので、このような鑑定方法がすべてに妥当するわけではない⁶⁵⁾。美術品の鑑定方法については、専門家による様式鑑定、技術的鑑定法、化学的鑑定法等があるが⁶⁶⁾、

62) 杉本欣久『鑑定学への招待 「偽」の実態と「観察」による判別』（2023）9頁。

63) 杉本・前掲『鑑定学への招待』8頁を参照。

64) 島田・前掲『アート・ロー入門』47頁を参照。

65) 同上

66) 美術品の鑑定方法については、島田・前掲『アート・ロー入門』47頁以下を参

いずれの鑑定方法も完璧なものではないので、複数の鑑定人・鑑定機関に依頼することが必要となる⁶⁷⁾。最終的には、複数の鑑定を基に、裁判所が真贋の判断をすることになる。

美術品の世界では、古来より、教育や訓練の一環として先人の作品の模写や模倣作品が作られることがあり、工房を構えて注文にこたえるべく作品を大量生産していることもあるので、模写・模倣作品や工房作品はそれが明示されている場合には贋作ではないことは明らかであり、法的に問題となるものではない。したがって、贋作を制作する意図で作品を制作・変造する行為や、贋作であることを知って、有償・無償で、贋作を展示、頒布または譲渡する行為を処罰の対象として規制するフランスの立法例は妥当な解決策を示していると考えられる。また、頒布や譲渡のみならず、展示する行為についても規制の対象となっている点に意義がある⁶⁸⁾。

わが国では、美術品に対する不正行為を刑事的に規制するという意義が十分に認識されているとはいえない状況にあるが、美術市場の拡大に伴い、美術品が一部の特権階層の趣味趣向の対象物ではなくなり、一般人が美術市場に参入することが容易になった状況では、騙し騙されるのが容認される特定の参加者に限定された閉鎖的な美術市場ではなく、公平性、公開性及び透明性が担保された美術市場を構築することが求められる。美術品は、資産としての経済的価値を有し、また文化財として保護の対象となるものであることが広く認識されるような状況においては、美術品の真正を保障することが美術市場の信頼性を高め、美術品取引の安全が確保されることにもつながることになる。したがって、美術品の真正を保護することは、社会的・経済的にも重要であると考えられる。わが国においても、美術品の真正を侵害する

照。なお、美術品の鑑定に関する入門書として、杉本・前掲『鑑定学への招待』がある。

67) 鳥田・前掲『アート・ロー入門』48頁を参照。

68) 贋作を真作と偽って展示する行為が処罰の対象となるのであって、贋作を集めた展覧会のように、贋作を贋作として展示するような場合には、規制の対象とはならないと考えられる。

贋作の制作等の美術品に対する不正行為について、新たな犯罪類型として規定することも含めて、刑事規制の在り方を検討することには意義があると考ええる。